



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
 : インターネットの虚偽・誇大表示
- B【シリーズ】 食品表示案内 第29講 第1～第3段
 : 薬機法の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
 : アレルゲンコンポーネントとエピトープクについて

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆令和5年4月25日、「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の改善指導について(令和5年1月～3月)」が公表されております。(消費者庁)
令和4年から、四半期ごとに、異なる検索キーワードで監視し、その改善指導を実施し、公表されています。

＜今回の主な検索キーワード等＞

- ・「生活習慣病」、「動脈硬化」等の疾病の治療又は予防を目的とする効果があるかのような表現
 - ・「免疫力」、「肝機能」等の身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果があるかのような表現
 - ・「肥満」、「美肌」等の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変える効果があるかのような表現
- 等

これによると、インターネットにおいて健康食品等を販売している167事業者による170商品の表示について、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善指導を行うとともに、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力依頼がされています。

＜健康増進法における「何人も」とは＞

虚偽誇大表示を禁止している健康増進法は、供給する事業者を対象とする景品表示法とは異なり、「何人も」虚偽誇大表示をしてはならないと定められています。そのため、食品の製造業者、販売業者等に限定されず、広告媒体事業者のみならず、これら広告媒体事業者に対して広告の仲介・取次ぎをする広告代理店、サービスプロバイダー(「広告媒体事業者等」)も規制の対象とされています。

消費者庁HPから作成

※続きはPage 1-2,3 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第29講 薬機法の表示について

第1段 薬機法の目的

いわゆる健康食品は、医薬品と違い、病気の治療・予防を目的とするものではありません。「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収を助けます」など病気の治療や予防に役立つことを説明したりほめかしたりする医薬品的な効果効能を標ぼうした表示や広告を行っている製品は、法律上、医薬品とみなされ、薬機法に抵触してしまいます。

そこで、薬機法違反にならないために、薬機法の知識が必要になります。

薬機法とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の略称です。一般に「医薬品医療機器等法」と略されたり、「薬機法」と呼ばれたりしています。主な目的は医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うことにより、保健衛生の向上を図ることとされています。

ここで、医薬品とは

- ①日本薬局方に収められている物
- ②人又は動物の疾病の診断、治療又は**予防**に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの
- ③人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの

と定義されています。

そこで、当該食品が医薬品と見なされないために「医薬の範囲に関する基準（いわゆる46通知）」が定められています。

※続きはPage 2-2～6（会員）で記載しています。

アレルギーコンポーネントとエピトープについて
(食物アレルギー診療ガイドライン2021 食物アレルギー総論 抜粋)



■ [要旨]

- 1 食物アレルギーの本体は、大部分が食物に含まれるタンパク質である。
- 2 食物中で特異的IgE抗体が結合するそれぞれのタンパク質を**アレルギーコンポーネント**、その結合部位を**エピトープ(抗原決定基)**という。
- 3 交差抗原性を有していても臨床的に交差反応を起こすとは限らない。
- 4 植物性食物アレルギーの多くは4つのタンパク質ファミリー(プロラミン、クーピン、Bet v 1 ホモログ、プロフィリン)に、動物性食物アレルギーの多くは3つのタンパク質ファミリー(トロポミオシン、パルブアルブミン、カゼイン)に属している。
- 5 臨床症状と関連のある**アレルギーコンポーネント**が明らかになってきている。

インターネット情報から作成

※ 解説はPage 3-2,3 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2023年(令和5年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2023年 4月号】

どんな事情でも、それに先立つことと後で起きることを考えてから、それに携わるがよい。そうでないと、続いて起こることをなにも考えないために、最初は勇んでやっても、後になってなにか困難なことが出現すると、醜態を演じてそこから離れることになるだろう。(エピクテトス「人生談義 なにごとも慎重におこなうべきこと」(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。